

★ こんなときはどうしたらいいの?? ★

～ 下水道・浄化槽編 ①～

こちらでは、厚真町で下水道・浄化槽を使用するにあたってどのようにしたらよいかなどの疑問点について記載します。

厚真町の下水道事業ならびに浄化槽市町村整備事業は、使用者のみなさんからの使用料金によって成り立っています。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 1 下水道の計画はどのようなものですか？

A. 本町の公共下水道は、厚真地区の市街化区域を対象に平成10年度に下水道基本計画を策定し、同年度に都市計画決定および下水道法事業認可を受け、平成11年度に汚水管渠整備に着手しました。厚真浄化センター(下水終末処理場)は平成13年度から建設に着手し、平成16年3月26日に供用を開始しました。

下水道概要計画

	認可計画(現計画)	全体計画
年度計画	平成23年度	平成30年度
計画処理面積	139ha (京町、表町、本町、錦町、朝日、新町、本郷の各一部)	490ha (左記のほか、ルーラル団地、フォーラムパーク地区)
計画人口	1,700人	2,000人
排除方式	分流式	

処理の概要

名称	厚真町浄化センター
所在地	厚真町表町191番地3のほか
敷地面積	13,786㎡
建物	鉄筋コンクリート造、地上1階 地下1階、建築面積 1160.44㎡
処理方式	オキシデーシオンディッチ法
処理能力	600㎡/日 (全体計画 750㎡/日)
供用開始年月日	平成16年3月26日

下水道事業を進めていくには、多額の資金と長い年月を要します。下水道の建設費用は、国庫補助金、町債(借入金)、受益者負担金、町費でまかなわれます。

また汚水を浄化するための施設維持管理は、下水道使用料をあてて運営します。

下水道について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

Q. 2 トイレを水洗にしたいのですが手続きはどのようにすればよいですか？

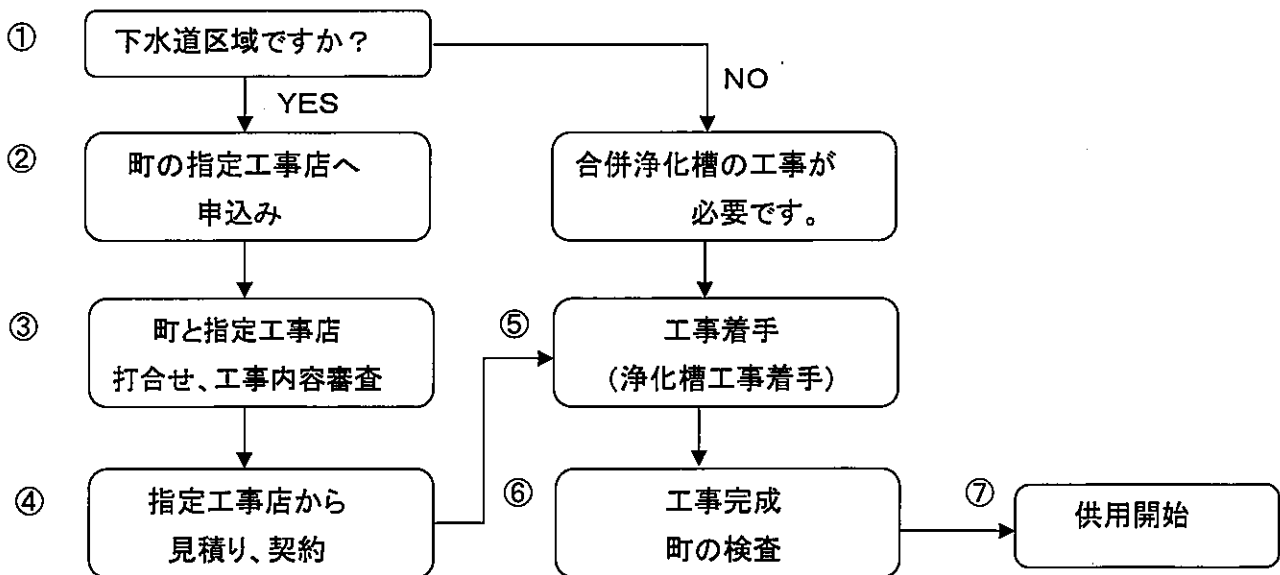
A. (1) 下水道区域内の場合

- ① 町へ下水道区域なのかを確認します。
- ② 町の排水指定工事店へお申込みください。
- ③ 町と指定工事店が打合せをして工事内容について審査をします。
- ④ 指定工事店からお客様に見積りが提出され、その内容で良ければ契約となります。
- ⑤ 指定工事店は排水設備工事に着手をします。
- ⑥ 工事が完成したら町は以前の審査どおり工事がされているか进行检查します。
- ⑦ 供用開始となります。(検査と供用開始が前後する場合があります。)

(2) 下水道区域外の場合

- ① 町へ下水道区域なのかを確認します。
下水道区域ではないので合併浄化槽の設置をすることになります。
- ② 町の排水指定工事店へお申込みください。
- ③ 町と指定工事店が打合せをして工事内容について審査をします。
- ④ 指定工事店からお客様に見積りが提出され、その内容で良ければ契約となります。
- ⑤ 指定工事店は排水設備と浄化槽の接続工事に着手をします。
- ⑥ 工事が完成したら町は以前の審査どおり工事がされているか进行检查します。
- ⑦ 供用開始となります。(検査と供用開始が前後する場合があります。)

供用開始までの流れ



Q. 3 下水道・浄化槽に接続する工事はどこへ依頼したらよいですか？

A. 排水設備工事は町の指定工事店へ依頼してください。

Q. 4 下水道・浄化槽に接続する費用は町が負担してくれるのですか？

A. 工事は建物の所有者が個人の費用で行うことになります。なおこの工事費用に対して、60万円まで(無利子)資金の貸付を受けることができます。

★★ 工事資金の貸付制度を受けられる方 ★★

① 町税、町の使用料等の滞納がない方

② 町が指定した金融機関（苫小牧信用金庫厚真支店）から確実に返済できると認められた方
詳しくは、厚真町建設課上下水道グループまでお問い合わせください。

なお、資金貸付申請の際には審査のため町使用料等の納入状況などの個人情報を確認させていただきます。

Q. 5 下水道に接続すると受益者負担金がかかると聞きましたが、どのようなものですか？

A. 受益者負担金は、下水道を接続した方に下水道建設費の一部を負担していただく制度です。

下水道が整備されると、その地域は水洗化されて台所やお風呂などの汚水も排水管で排除されるなど生活環境は快適なものになります。しかしこれは、下水道が整備された区域に限られますので、建設費を税金だけでまかなうと、下水道が整備されていない地域との間に不公平を招くことになります。

そこで、下水道の整備をすることで利益を受ける方に、下水道建設費の一部を負担していただきお支払いしていただくこととなります。

Q. 6 受益者負担金の額はどのように決められていますか？毎月支払うのですか？

A. (1) 受益者負担金の額

受益者が所有している建物等に付いている水道メーターの口径と個数に応じて決まります。

?? 受益者とは ??
下水道処理区域に建物等を
所有している方をいいます。



水道メーターの口径と受益者負担金の額

水道メーターの口径	金額
φ20mm 以下 1個につき	100,000 円
φ25mm 以下 1個につき	174,000 円
φ40mm 以下 1個につき	565,000 円
φ50mm 以下 1個につき	988,000 円
φ75mm 以下 1個につき	2,723,000 円

※ ただし、1棟に2個以上の水道メーターが付いている場合、合計額の25%が減免になります。

(2) 受益者負担金の支払い方法

受益者負担金は1回限りのもので、負担額を5年に分割し、さらにそれを年4回の納期に分けて納めていただきます。(利子等はつきません。)

各年度当初に納入通知書を送付しますので、決められた納期ごとに納付してください。また、一括で納付することもできます。

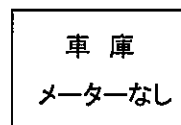
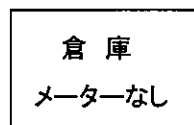
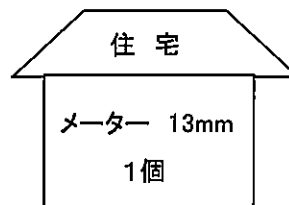
?? こんなときの負担額は??

例1 : Aさんの場合

- ・所有する建物 ~ ①住宅 ②倉庫 ③車庫
- ・メーターの数 ~ 住宅に口径13mm 1個のみ



負担金額 10万円
 5年分割 10万円÷5年=20,000円/年
 年4回支払 2万円÷4回=5,000円/回

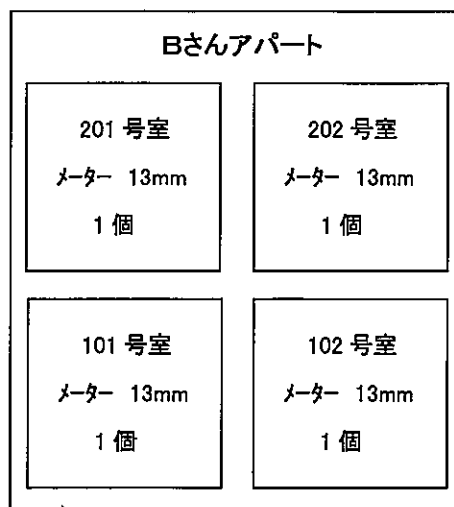


例2 : Bさんの場合

- ・所有する建物 ~ アパート1棟、部屋数 4室
- ・メーターの数 ~ 4室に口径13mm 1個ずつ
- 1棟に2個以上のメーターが付いているので減免対象



負担金額 10万円×4個=40万円
 減免額 40万円×25%=10万円
 減免後の負担額 40万円-10万円=30万円
 5年分割 30万円÷5年=60,000円/年
 年4回支払 6万円÷4回=15,000円/回



Q. 7 浄化槽事業について教えてください。

A. この事業は、みなさんから工事費の一部(浄化槽分担金)を負担していただき、町が浄化槽を設置する事業です。

浄化槽の維持管理については、浄化槽を使用するみなさんから浄化槽使用料を納めていただき、町が委託会社と契約し維持管理を行う事業です。

Q. 8 浄化槽の設置を考えています。どのようにしたらよいですか？

A. 町では現在、浄化槽を設置する事業を行っています。下水道区域以外で水洗化したい場合は、浄化槽を設置しなくてはなりません。

浄化槽の設置をお考えの方は、厚真町建設課上下水道グループまでご相談ください。現地を確認に伺います。

Q. 9 浄化槽にかかる工事費用は町で負担してくれるのですか？

A. トイレの水洗化やお風呂・台所等からの汚水を浄化槽に接続するための工事は自己負担になります。浄化槽の本体・設置工事費は町の負担ですが、『浄化槽分担金』として設置工事費用の一部をみなさんに負担していただくこととなります。また、浄化槽に接続および浄化槽から流末までの工事はみなさんの負担となります。個人の負担に対しては資金の貸付制度があります。

★★ 工事資金の貸付制度を受けられる方 ★★

- ① 町税、町の使用料等の滞納がない方
 - ② 町が指定した金融機関（苫小牧信用金庫厚真支店）から確実に返済できると認められた方
詳しくは、厚真町建設課上下水道グループまでお問い合わせください。
- なお、資金貸付申請の際には審査のため町使用料等の納入状況などの個人情報を確認させていただく場合がございます。

Q. 10 浄化槽分担金とは何ですか？また、どのように支払えばよいですか？

A. 浄化槽分担金は、浄化槽を設置する工事費用の一部をみなさんに負担していただく制度です。

(1) 浄化槽分担金の額

設置した浄化槽の人槽に応じて決められ、浄化槽設置工事が完了したあと町から『浄化槽分担金決定通知書』を送付します。

浄化槽分担金の額

合併処理浄化槽 (人槽)	浄化槽分担金の金額	合併処理浄化槽 (人槽)	浄化槽分担金の金額
5人槽	100,000円	21人槽～25人槽	370,000円
6人槽～7人槽	110,000円	26人槽～30人槽	460,000円
8人槽～10人槽	140,000円	31人槽～40人槽	500,000円
11人槽～15人槽	220,000円	41人槽～50人槽	600,000円
16人槽～20人槽	300,000円	51人槽以上	町長が別に定める

(2) 支払い方法

5年に分割し、さらにそれを年4回の納期に分けて、町が送付する納入通知書により納めていただきます。なお、一括納付(前納)することもできます。

◆ 浄化槽分担金の納期 ◆

第1期	7月16日	～	7月31日まで
第2期	9月16日	～	9月30日まで
第3期	11月16日	～	11月30日まで
第4期	2月16日	～	2月末日まで

Q. 11 浄化槽の使用料はどのように決められていますか？またどのように支払えばよいですか？

A. 浄化槽市町村整備推進事業で浄化槽を設置した方、およびすでに合併浄化槽を設置していた方で町に寄付をされた方は、浄化槽使用料をお支払いいただきます。

浄化槽使用料は、各家庭から排出される汚水の量に応じて料金が決まります。

★★ 汚水量の決め方 ★★

- ① 町の水道を使用している ～ 水道の使用量を汚水量とします。
- ② 町の水道以外(井戸水など) ～ 水量メーターあり … メーター量を汚水量とします。
水量メーターなし … 町長が認定した汚水量とします。